

第3章 計画の方向性

1. 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

前回計画においては、誰もが社会的な差別や偏見を受けず、疎外されることなく、困ったときは支え合い、助け合い、安心して暮らすことができる「地域共生社会の実現」を目指し、

思いやりと支え合いで“あんしん”を育む福祉でまちづくり

～孤立と排除のない地域づくりを目指して～

を基本理念として各種の施策を展開してきました。

国においては、社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けた「地域福祉の理念」に加えて、新たに「推進方策」として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことが規定されました。

そして、国・自治体には、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策、その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるように努めなければならないことが規定されました。

さらに市町村に対しては、地域生活課題を解決するための「包括的な支援体制の整備」に努めることが求められています。

地域福祉にとって、住民や団体の力が重要な要素であることは引き続き重要なことであり、“支え合いや助け合い”のつながりはより一層重要性を増していると考えられます。

前回計画で掲げた基本理念はこうした国の示した方向性と合致するものであり、地域福祉における普遍的な目標と考えられることから、本計画においてもこれまでの基本理念を継承していくこととします。

思いやりと支え合いで“あんしん”を育む福祉でまちづくり ～孤立と排除のない地域づくりを目指して～

※地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）とされています。

人々の暮らししていく上での課題の複雑化・複合化、少子高齢・人口減少社会の到来といった社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきており、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できず、適切な支援に結び付かないことなどにより、課題が深刻化している状況があるものと考えられ、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが必要と考えられます。

そこで、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換を目指す、地域共生社会の実現が求められています。

(2) 地域福祉計画に求められること

地域共生社会の実現に向けて地域福祉計画に求められること

地域福祉計画には、これまでの地域福祉に関わる取組等を基にしながら、「地域共生社会」を実現するための計画として推進することが求められます。

地域共生社会の実現に向け、より具体的かつ包括的に地域福祉を推進していくことが重要となります。

このため、国においては、社会福祉法を改正し市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、下記の5つの事項が掲げられており、それを踏まえなければ、法上の市町村地域福祉計画としては認められないものであるとし、下記の5つの事項について具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込むことが必要としました。

I. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

【事項の例】

- ①福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
- ②高齢、障がい、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③制度の狭間の問題への対応のあり方
- ④生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- ⑤共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
- ⑥居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
- ⑦就労に困難を抱える方への横断的な支援のあり方
- ⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
- ⑨市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある方への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
- ⑩高齢者や障がい者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- ⑪保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした方等への社会復帰支援のあり方
- ⑫地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ⑬地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- ⑭地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進
- ⑮地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ⑯全庁的な体制整備

II. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

III. 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

IV. 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

V. 包括的な支援体制の整備に関する事項

(3) 基本目標

これまでの基本理念を本計画においても継承して具体的な施策や事業を展開していきます。

前回計画の振り返りを行ったところ、掲載されていた多くの事業は実施されており、ほぼ予定通りの成果を上げてきていることから、今後も継続していく方向性が示されています。

そのため本計画においてもこれまでの施策や事業を継承して取り組んでいくこととしますが、国において地域福祉計画に含まれるべき事項が示されていることから、本計画からは国の示した事項に沿って施策や事業を整理し、施策・事業を展開していくこととします。

そこで、本計画における基本目標を以下のように設定します。

基本目標 1 : 多様な福祉課題に対する連携した取組の推進

基本目標 2 : 地域における福祉サービスの適切な利用の推進

基本目標 3 : 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に向けた支援

基本目標 4 : 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

基本目標 5 : 包括的な支援体制の整備

2. 計画の基本的な方向

(1) 計画推進のポイント

各福祉分野の制度などによる支援では解決が難しいような課題や潜在的な課題が生じるなど、近年は、これまでの福祉施策の想定を超えて福祉ニーズが多様化してきています。

こうした状況に柔軟に対応し、本計画に実効性を求めながら、より効果的に推進していくためには、「行政による措置的な取組」だけでなく、住民や地域、団体等の自発的な取組に行政が支援を行い、協働で取り組むことが重要となります。

また、この協働の福祉の推進のためには、福祉サービスの利用者（受け手）である住民も地域福祉の担い手であることを、より多くの住民から理解していただけるよう啓発を行うとともに、住民一人ひとりが地域で役割を持ち、支え合いの活動が広がるよう取り組む必要があります。

地域に住む住民一人ひとりが主体的に行う「自助」、地域の人々が協力して実践していく「互助」や制度的な支え合いの仕組みである「共助」、行政が責任を持って推進する「公助」、この自助・互助・共助・公助の取組が、個々の課題に対して適切に組み合わせられることにより、多様な地域の福祉課題に対してのきめ細かで迅速な対応が期待されます。

このような取組を基本とし、本計画を推進するにあたり、大きく次の2つがポイントとしてあげられます。

ポイント1	住民、ボランティア団体・NPO、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が協働で取り組む福祉の推進・強化
ポイント2	立場に応じた役割を考え一人ひとりが「我が事」として主体的に活躍する

(2) 計画推進の視点

地域福祉の推進には、行政の取組だけでなく地域に住む住民一人ひとりの取組や支え合いが重要であり、そのための意識啓発や環境整備が求められます。

平成29年12月に厚生労働省から「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の局長通知がありました。この通知では、改めて、地域福祉計画について、地域福祉とは地域住民の主体的な参加を大前提としたものであり、地域福祉計画の最大の特徴は「地域住民の参加がなければ策定できない」ことなど、住民参加の必要性が示されています。

また、「共に生きる社会づくり」という視点が重要であること、地域住民が地域福祉の担い手であること、地域住民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図っていくことが重要であることなど、生活課題の達成への住民等の積極的参加が示されています。

本計画の推進にあたっては、こうした国の通知内容や町や社協の福祉施策・事業のこれまでの取組状況などを踏まえ、より効果的な推進が図られるよう、次の4つの視点に留意して取組を進めます。

○視点1 住民一人ひとりが自分の住む地域の問題に気づき、「我が事」として行動すること

住民一人ひとりが地域に目を向け、地域の問題を他人ごとではなく「我が事」として捉え、自分にできることが行われるような取組とそれに向けた環境整備が求められます。

○視点2 地域の問題の解決に向けて行動できる人を増やすこと、育てること

地域の問題を「我が事」として捉え行動する住民を増やしていくためには、正確な知識や理解のための情報提供・啓発活動のほか、必要な知識や技術を身につけるための各種の福祉教育の推進が必要です。また、若い世代も含め地域福祉を支える人材の育成や確保を図ることも求められます。

○視点3 地域福祉の個々の取組をつなげ、地域全体で展開すること

地域福祉に係る個々の活動をつなげ、地域全体で支え合うためのネットワーク構築が重要です。自助、互助が相互に連携、補完しながら地域福祉が推進される仕組みを整えることが求められます。

○視点4 地域で支え合いながら、健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを推進すること

こうした地域全体のつながりを支えることや、個人や地域では対応できない課題に対する支援、きめ細かな福祉サービスの提供が地域福祉推進に求められます。

3. 施策体系

<基本理念>

思いやりと支え合いで“あんしん”を育む福祉でまちづくり
 ～孤立と排除のない地域づくりを目指して～

<基本目標>

基本目標1：多様な福祉課題に対する連携した取組の推進

1. 福祉教育の推進	○学校教育における福祉教育の推進 ○地域における福祉教育の推進	
2. 健康づくりへの支援	○心身の健康づくり、健康寿命の延伸	
3. 生活環境の向上	○公共施設等のバリアフリー化の推進 ○暮らしやすい住まいの整備支援 ○移動の利便性の向上 ○住み慣れた地域で暮らし続けるための生活支援	
4. 防犯・防災対策	○地域防犯体制の強化 ○避難行動要支援者名簿の整備 ○災害に備えた支え合い体制の整備 ○福祉避難所の確保等	
5. 困難な状況にある人への支援	○虐待・DVから守るための支援 ○自殺防止対策の推進 ○生活困窮からの自立支援	
6. 制度の狭間の課題への対応	○制度の狭間の問題への対応	

基本目標2：地域における福祉サービスの適切な利用の推進

	○地域生活課題の把握等 ○総合的な相談支援体制の構築 ○対象者の特性に配慮した情報は供や利用手続の改善 ○権利擁護に関する制度周知と利用促進 ○コミュニティソーシャルワークの強化	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

基本目標3：地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に向けた支援

	○サービス事業者等の交流・研修等の支援	
--	---------------------	--

基本目標4：地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

	○住民への福祉情報の提供 ○地域福祉のリーダーとなる人材の発掘・育成 ○民生児童委員の活動支援 ○ボランティア、NPO等の連携・活動支援	
--	-------------------------------------------------------------------------------	--

基本目標5：包括的な支援体制の整備

	○福祉・保健・医療等の総合的な情報提供の推進 ○福祉・保健・医療等の連携によるケアシステムの推進 ○見守りネットワーク活動の推進 ○小地域支え合い活動の推進	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------	--

